

## 子ども・子育て支援に関する関係条例(案)

### 平成26年9月議会に提出予定の新規制定の条例(案)

- 1 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)
- 2 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- 3 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
  - 共通項目
    - (1)-1 小規模保育事業(A型)の設備および運営に関する基準(案)
    - (1)-2 小規模保育事業(B型)の設備および運営に関する基準(案)
    - (1)-3 小規模保育事業(C型)の設備および運営に関する基準(案)
    - (2) 事業所内保育事業の設備および運営に関する基準(案)
    - (3) 家庭的保育事業の設備および運営に関する基準(案)
    - (4) 居宅訪問型保育事業の設備および運営に関する基準(案)
- 4 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

### 制定方針

国の示す「従うべき基準」「参酌すべき基準」のいずれについても、特に基準と異なる定めをする地域の実情等積極的な事由がないことから、国の基準をもって富山市の基準として整備。ただし、暴力団の排除規定、及び苦情解決に職員以外のものを関与させる規定を独自基準として追加。

基準区分	内容	基準設定	
		緩和	上乘せ・横出し
従うべき基準	条例制定時の最低基準。より厳しい基準は制定可。	×	○
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる基準を制定可。	○	○

現在提示している事項で条例でなく規則化が相当な事項については、規則に移行を検討中。

# 1 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(案)

国基準では、「利用定員」「小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、小学校就学前の子どもの健全な発達に関連する事項」を従うべき基準としている。(表中(従)とした。)

項目	国基準
特定教育・保育施設(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園および保育所の利用定員は、20人以上。</li> <li>・子ども・子育て支援法第19条の区分による利用定員を定める。(第3号については、満1歳未満児と満1歳以上児に区分。)               <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定こども園 第1項各号の区分ごと</li> <li>②幼稚園 第1項第1号</li> <li>③保育所 第1項第2号および第3号</li> </ul> </li> <li>・事業者の暴力団排除規定(独自規定)</li> </ul>
特定地域型保育事業(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用定員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業 1人以上5人以下</li> <li>・小規模保育事業 A型・B型 6人以上19人以下 C型 6人以上10人以下</li> <li>・居宅訪問型保育事業 1人</li> </ul> </li> <li>※定員は、事業所ごとに満1歳未満児と満1歳以上児に区分。</li> <li>・事業者の暴力団排除規定(独自規定)</li> </ul>
説明、同意(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、あらかじめ保護者に重要事項を交付して説明し、同意を得る。</li> </ul>
応諾義務(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、利用の申込みをについて、正当な理由がなく拒んではならない。</li> <li>・認定こども園または幼稚園は、利用の申込み等が利用定員の総数を超える場合は、公正な方法により選考。</li> <li>・認定こども園または保育所は、利用の申込み等が利用定員の総数を超える場合は、保育の必要性が高い子どもが優先的に利用できるように選考。</li> <li>・施設・事業者は、選考方法をあらかじめ保護者に明示のうえ選考。</li> </ul>
あっせん、調整、要請の協力(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、市町村が行う利用、利用調整や要請についてのあっせんおよび要請にできる限り協力。</li> </ul>
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、利用開始に当たって、支給認定証により受給資格を確認。</li> <li>・施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえ、速やかに適切な申請がされるよう援助。</li> </ul>
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供。</li> <li>・地域型保育事業は保育所保育指針に準じる等、適切に保育を提供。</li> </ul>
平等取扱い、虐待等の禁止(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの国籍、信条、社会的身分、費用負担の有無による差別的取扱い、園児に虐待その他心身に有害な影響を与える行為、懲戒に関し権限濫用の禁止</li> </ul>
連携施設(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域型保育事業事業者(居宅訪問型保育事業を除く)は、連携施設を確保。</li> </ul>
利用者負担額等の受領(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業者は、保護者から法定の利用者負担額の支払を受ける。</li> <li>・あらかじめ保護者の文書による同意、保護者に領収証を交付が必要。</li> </ul>
特別利用 保育・特別教育の提供(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員配置、設備、教育・保育の内容等は、当該施設・事業で定員設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等を基本とする。</li> </ul>
利用者に関する市町村への通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、または受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知。</li> </ul>
運営規程の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、運営の方針その他の運営規程を定める。</li> </ul>
個人情報管理(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもおよびその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>・現に教育・保育に従事している職員、退職職員も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者は必要な措置を講じる。</li> <li>・地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、施設・事業者は、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。</li> </ul>

事故発生防止、発生時の対応(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、事故発生および再発防止措置を講じる。</li> <li>施設・事業者は、事故が発生した場合、所定の対応を講じる。</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、自ら行う業務の質の評価を行い、改善を図る。</li> <li>施設は、定期的に保護者その他の特定教育・保育施設関係者（当該施設職員を除く）または外部の者による評価を受け、事業者は外部の者による評価を受け、結果を公表、改善を図るよう努める。</li> </ul>
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</li> <li>施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し必要な協力、改善等を行う。</li> <li>苦情処理の第三者関与（独自規定）</li> </ul>
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者は、公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。</li> </ul>
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給認定を受けた子どもに対する特定教育・保育および特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存。</li> </ul>

## 2 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

国基準では、「学級編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数」「保育室の床面積その他設備に関する、子どもの健全な発達に関連する事項」「運営に関する、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に関連する事項」を従うべき基準としている。（表中(従)とした。）

項目	国基準
学級編成(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の子どもの教育課程に基づく教育を行うため学級を編制。</li> <li>原則学年の初日前日に同年齢の園児での編制、1学級の園児数、35人以下。</li> </ul>
職員配置(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の園児の各学級に、専任の保育教諭1人以上を置く。</li> <li>教育・保育に直接従事する職員数 <ul style="list-style-type: none"> <li>満1歳未満の園児 概ね 3人につき1人</li> <li>満1歳～満3歳未満の園児 概ね 6人につき1人</li> <li>満3歳～満4歳未満の園児 概ね 20人につき1人</li> <li>満4歳以上の園児 概ね 30人につき1人</li> </ul> </li> <li>ただし、常時2人以上</li> <li>調理員を置く。ただし、全園児が満3歳以上児であって調理業務を全部委託または外部搬入する場合は置かないことが可。</li> </ul>
その他の職員配置(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>副園長または教頭のいずれかを置くよう努める。</li> <li>主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員を置くように努める。</li> <li>事業者の暴力団排除規定（独自規定）</li> </ul>
園舎・園庭(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎および園庭（運動場等）は同一の敷地内または隣接する敷地内に必置。</li> </ul>
保育室等の設置(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>満2歳以上の子ども受け入れの場合、保育室および遊戯室必置。ただし、特別な事情がある場合は保育室と遊戯室の兼用可</li> <li>満3歳以上の子どもに係る保育室数は、学級数以上。</li> <li>満2歳未満の子ども受け入れの場合、乳児室またはほふく室必置</li> <li>職員室・保健室・便所必置。特別な事情がある場合は職員室と保健室の兼用可</li> </ul>
園舎の階数、保育室等の設置階(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、園舎の階数は、2階建以下。特別な事情がある場合は、3階建以上可</li> <li>原則、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。園舎が耐火建築物で待避設備等を備える場合は2階に設置可</li> <li>満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所について、園舎が耐火建築物で待避設備等を備える場合は、3階以上に設置可</li> </ul>
園舎・保育室等の面積(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>園舎の面積（満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く） <ul style="list-style-type: none"> <li>1学級180㎡ 2学級320㎡ 3学級以上1学級につき100㎡増</li> <li>乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上</li> <li>保育室または遊戯室 1人につき1.98㎡以上</li> </ul> </li> </ul>

園庭面積(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>園庭の面積は、以下の①および②の面積を合計した面積以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積</li> </ul> </li> <li>幼稚園基準面積(学級数に応じた面積) <ul style="list-style-type: none"> <li>1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡</li> <li>4学級以上 1学級につき80㎡増</li> </ul> </li> <li>保育所基準面積 園児1人につき3.3㎡に満3歳以上の園児数を乗じた面積</li> <li>② 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積 園児1人につき3.3㎡</li> </ul>
調理室の設置(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自園調理による食事の提供の場合、原則、調理室を設置。</li> <li>食事の提供をすべき子どもの数が20人未満の場合、自園調理の場合でも、独立した調理室でなく、提供すべき人数に応じた必要な調理設備を備えていれば可</li> <li>外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室でなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設置。</li> </ul>
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水設備、手洗用設備、足洗場設備は必置(従)</li> <li>放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室等は設置に努める。</li> </ul>
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の行為の禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>園児の国籍、信条、社会的身分または費用の有無による差別的取扱い、園児に虐待等の行為、懲戒に関しての権限濫用。</li> <li>職員による、正当な理由なく、業務上知り得た園児・家族の秘密漏洩。</li> </ul> </li> </ul>
教育・保育時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とし、園児の心身の発達に程度等に配慮。(従)</li> <li>満3歳以上の子どもの教育課程に係る毎学年の教育週数は、39週を以上。(従)</li> <li>保育を必要とする園児の教育・保育の時間は、原則1日につき8時間。</li> </ul>
食事の提供(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける子ども。</li> <li>自園調理を原則。満3歳以上の子どもには、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入可</li> <li>満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入不可</li> </ul>
研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育に従事する者等の施設職員は、必要な知識、技能の修得等に努める。</li> <li>施設は、職員に対して研修の機会を確保し、資質向上等を図る。</li> </ul>
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、園児または保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる。</li> <li>苦情処理の第三者関与(独自規定)</li> </ul>
保護者との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>園長は、常に保護者と密接な連絡をとり、教育・保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努める。</li> </ul>
園舎、保育室等の面積(経過措置)(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保育所からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室または遊戯室の面積が保育所基準を満たしている場合は、園舎面積要件緩和。</li> </ul> </li> <li>既存の幼稚園からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が幼稚園基準以上である場合は、保育室または遊戯室の面積要件緩和。</li> </ul> </li> </ul>
園舎、保育室等の設置階(経過措置)(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保育所からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>保育室等(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が準耐火建築物でも、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば可</li> </ul> </li> <li>既存の幼稚園からの移行の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>保育室等の2階設置について、幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設)を満たしていれば可</li> </ul> </li> </ul>
園庭の設置、面積(経過措置)(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の保育所からの移行の場合 満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が保育所基準以上である場合には幼稚園基準緩和。</li> <li>既存の幼稚園からの移行の場合 園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準と満2歳児の幼児について保育所面積基準とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準緩和。</li> </ul>

職員配置(経過措置)(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし幼保連携型認定こども園(新たな認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園)の職員配置は省令の施行日から起算して5年間は、従前の例(3歳以上の短時間利用児概ね35人につき1人)によることが可。</li> <li>・省令の施行日から起算して5年間は、副園長、教頭の教諭免許状および保育士資格については、いずれかを有していれば可。</li> </ul>
設備(経過措置)(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし幼保連携型認定こども園の設備は、当分の間、従前の例によることが可。</li> </ul>

### 3 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

国基準では、「職員の資格、その員数」「乳幼児の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に関連する事項」を従うべき基準としている。(表中(従)とした。)

#### 共通項目

項目	国基準
一般原則	事業者の責務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の人権に配慮し、人格を尊重した運営。</li> <li>・地域社会と交流・連携し、保護者・地域社会に対する運営の内容を説明。</li> <li>・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図る。</li> <li>・定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努める。</li> </ul> 事業所の責務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業に必要な設備を設ける。(居宅訪問型保育事業を除く)</li> <li>・構造設備は、採光、換気等保健衛生、危害防止に十分に考慮する。</li> <li>・暴力団排除規定(独自規定)</li> </ul>
連携施設(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者(居宅訪問型保育事業を除く)は、連携施設を確保。経過措置あり。</li> </ul>
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は非常災害に対する計画を立て、注意と訓練をするように努める。</li> <li>・避難及び消火訓練は、毎月1回実施。</li> </ul>
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者で、児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者。</li> </ul>
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室等を2階以上に設ける場合(家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業を除く)耐火建築物または準耐火建築物、避難階段等を設置</li> </ul>
嘱託医(従)	嘱託医を置く。(居宅訪問型保育事業を除く) ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱可
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間は、原則1日8時間として保護者の労働時間等を考慮して当該事業を行う者が定める。</li> </ul>
平等取扱い、虐待等・懲戒権限濫用の禁止(従)	次の行為の禁止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の国籍、信条、または社会的身分による差別的取扱い、虐待等の行為、懲戒に関しての権限濫用。</li> </ul>
秘密保持等(従)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児・家族の秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の使用する設備、食器等または飲用する水についての衛生管理に努める。</li> <li>・感染症または食中毒の発生、まん延の防止措置に努める。</li> <li>・必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理する。</li> </ul>
研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、必要な知識および技能の修得等に努める。</li> <li>・事業者は、職員に対して研修の機会を確保。</li> </ul>
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、乳幼児または保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じる。</li> <li>・苦情処理の第三者関与(独自規定)</li> </ul>
運営規程の策定	事業者は、事業の目的および運営の方針他の運営規程を定める。
帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、職員、財産、収支および乳幼児の処遇の状況を明示する帳簿を整備。</li> </ul>
給食 ※居宅訪	自園調理(調理業務委託および連携施設等からの搬入可) <ul style="list-style-type: none"> <li>※同一事業者が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関を含む。</li> <li>※事業所内保育事業については、経過措置あり。</li> </ul>

問 型 保 育 事 業 を 除 く (従)	設備	調理設備（加熱、保存等の調理機能を有する設備） ※事業所内保育事業：利用定員20人以上は調理室 利用定員19人以下は調理設備
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は未設置可。 ※家庭的保育事業については、保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可

**(1)-1 小規模保育事業(A型)の設備および運営に関する基準(案)**

項目	国基準
保育従事者(従)	保育士 ※当該事業所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなし可。
職員数(従)	・以下の配置に加え1人配置。 乳児 概ね3人につき1人 1・2歳児 概ね6人につき1人 ※満3歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1
保育室等	乳児・1歳児 乳児室またはほふく室 1人につき3.3㎡ 2歳児以上 保育室または遊戯室 1人につき1.98㎡ 便所
屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地等屋外遊戯場の代替場所を含む。

**(1)-2 小規模保育事業(B型)の設備および運営に関する基準(案)**

項目	国基準	
保育従事者(従)	1/2以上保育士 ※当該事業所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなし可。 ※保育士以外は、市長が行う等研修を終了した者	
職員数(従)	・以下の配置に加え1人配置。 乳児 概ね3人につき1人 1・2歳児 概ね6人につき1人 ※満3歳以上児に係る保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童を受け入れる場合 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	
設備・面積	保育室等	乳児・1歳児 乳児室またはほふく室 1人につき3.3㎡ 2歳児以上 保育室または遊戯室 1人につき1.98㎡ 便所
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可

**(1)-3 小規模保育事業(C型)の設備および運営に関する基準(案)**

項目	国基準	
保育従事者(従)	家庭的保育者 ・市長が行う等研修を終了した保育士、または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者 家庭的保育補助者 ・市長が行う等研修を修了した者	
職員数(従)	3歳未満児 概ね3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合 概ね5人につき2人)	
設備・面積	保育室等	乳児・1歳児 乳児室またはほふく室 1人につき3.3㎡ 2歳児 保育室または遊戯室 1人につき3.3㎡ 便所
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可
利用定員(従)	6人以上10人以下 ※経過措置	

## (2) 事業所内保育事業の設備および運営に関する基準(案)

項目		国基準																												
保育従事者(従)		利用定員20人以上(保育所型事業所内保育事業所) 全て保育士 利用定員19人以下(小規模型事業所内保育事業所) 半数以上保育士 ※当該事業所に勤務する保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※保育士以外は市長が行う等研修を終了した者																												
職員数(従)		利用定員20人以上(保育所型事業所内保育事業所) 乳児 概ね3人につき1人 1・2歳児 概ね6人につき1人 3歳児 概ね20人につき1人 4・5歳児 概ね30人につき1人 利用定員19人以下(小規模型事業所内保育事業所) ・次の配置に加え1人配置する。 乳児 概ね3人につき1人 1・2歳児 概ね6人につき1人 ・常時2人を下回ってはならない。																												
設備・面積	保育室等	利用定員20人以上(保育所型事業所内保育事業所) 乳児・1歳児 乳児室1人につき1.65㎡またはほふく室1人につき3.3㎡ 2歳以上児 保育室1人につき1.98㎡ 利用定員19人以下(小規模型事業所内保育事業所) 乳児室・ほふく室 1人につき3.3㎡ 保育室 1人につき1.98㎡ 便所																												
	屋外遊戯場	満2歳児以上の児童1人につき3.3㎡以上 ※付近の代替地可																												
地域枠の子どもの受け入れ		満3歳未満児については、次の地域枠の定員以上 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>利用定員(人)</th> <th>地域枠定員(人)</th> <th>利用定員(人)</th> <th>地域枠定員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5</td> <td>1</td> <td>26～30</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6・7</td> <td>2</td> <td>31～40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>8～10</td> <td>3</td> <td>41～50</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>11～15</td> <td>4</td> <td>51～60</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>16～20</td> <td>5</td> <td>61～70</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>21～25</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用定員(人)	地域枠定員(人)	利用定員(人)	地域枠定員(人)	1～5	1	26～30	7	6・7	2	31～40	10	8～10	3	41～50	12	11～15	4	51～60	15	16～20	5	61～70	20	21～25	6		
利用定員(人)	地域枠定員(人)	利用定員(人)	地域枠定員(人)																											
1～5	1	26～30	7																											
6・7	2	31～40	10																											
8～10	3	41～50	12																											
11～15	4	51～60	15																											
16～20	5	61～70	20																											
21～25	6																													

## (3) 家庭的保育事業の設備および運営に関する基準(案)

項目		国基準
保育従事者(従)		家庭的保育者 市長が行う等研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者 家庭的保育補助者 市長が行う等研修を修了した者
職員数(従)		3歳未満児 概ね3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合 概ね5人につき2人)
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1人につき3.3㎡(部屋は9.9㎡以上必要) 便所
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1人につき3.3㎡(2歳児)

## (4) 居宅訪問型保育事業の設備および運営に関する基準(案)

項目	国基準
提供保育(従)	障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難と認められる乳幼児
保育従事者(従)	家庭的保育者 必要な研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者
職員数(従)	家庭的保育者 1人が保育できる乳幼児(3歳未満児)は1人
連携施設(従)	適切な専門的支援等の供与を受けられるようあらかじめ連携する障害児入所施設等を確保。

#### 4 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

国基準では、「従事する者、その員数」を従うべき基準とした。(表中(従)とした。)

項目	国基準	
従事する者(従)	・事業所ごとに放課後児童支援員を置く。 ※従事者資格について経過措置	
職員数(従)	・放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上配置することとし、うち1名を除き補助員でも可。 ・20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、同一敷地内にある施設の兼務職員1名でも支障がない場合は可	
支援の単位の規模	・支援の単位を構成する児童数は、概ね40人以下とする。	
事業の一般原則	・事業における支援は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に家庭、地域等との連携のもと、健全育成を図ること等を目的とする。 ・事業者は、利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行う。 ・事業者は、保護者・地域社会に対する運営内容の説明等に努める。 ・事業者は、運営内容を自己評価し、その結果の公表に努める。 ・事業を行う場所の構造設備は、保健衛生、危害防止等に十分考慮する。 ・事業者の暴力団排除規定(独自規定)	
職員の一般的要件	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者とする。	
職員の知識および技能の向上等	・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成に必要な知識および技能の修得、維持および向上に努める。 ・事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修機会を確保。	
施設・設備	・専用区画を設け、支援に必要な設備・備品等を備える。 ・専用区画の面積は児童1人につき概ね1.65㎡以上 ・専用区画や設備備品等は、開所している時間帯を通じて専用とするが、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。	
衛生管理等	・利用者の使用する設備、食器等または飲用水についての衛生管理に努める。 ・感染症または食中毒の発生、まん延の防止措置に努める。 ・必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理する。	
開所時間、開所日数	・開所時間は、原則小学校の休業日につき1日8時間以上、それ以外につき1日3時間以上とし、保護者の労働時間、小学校の授業終了時刻等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。 ・開所日数は、原則年間250日以上とし、保護者の就労日数、小学校の休業日等を考慮して事業者が事業所ごとに定める。	
その他の基準	平等取扱い	・利用者の国籍、信条、社会的身分による差別的取扱いの禁止
	虐待等の禁止	・虐待等の禁止。
	個人情報管理	・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない必要な措置を講じる。
	保護者、小学校等との連携	・常に保護者と密接な連絡をとり、相互理解に努める。 ・市町村、児童福祉施設、通学する小学校等と連携して利用者を支援。
	事故発生時の対応	・事業者は、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じる。 ・事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
	苦情への対応	・事業者は、苦情を受け付けるための窓口を設置。 ・事業者は、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行う。 ・苦情処理の第三者関与(独自規定)
	運営規程	・事業者は、事業所毎に事業の目的および運営方針等の運営規程を定める。
帳簿	・事業者は、職員、財産、収支その他の帳簿を整備。	